

(第31条関係)

設計付見積書

主務	係	係長	補佐	主幹	課長

令和 年 月 日

長野市長宛

見積者 住所

氏名

Ⓜ

工事名	工事場所
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

つぎのとおり見積します。

なお、契約締結の上は、長野市契約規則その他関係諸規定を遵守し、貴市が決定した工事内容及び請負代金額により工事を施工いたします。

工種・種別	内 訳	単位	数量	単 価	見積金額	*設計額	摘 要
合 計					A		

(注) 1 設計図 添付のとおり
 2 工事仕様 長野市建設工事共通仕様書による

* 査定額	消費税額	合 計

設計付見積書 (記入例)

主 務	係	係 長	課長補佐	部主幹	課 長	※注 記入例は“赤字”ですが、 提出書類は“黒字”でお願い致します

令和 2年 4月 20日

長 野 市 長 宛

見 積 者 住 所 〒380-0000
 長野市〇〇×丁目△番地
 氏 名 〇×△株式会社 (印)
 代表取締役 〇〇〇〇

工 事 名	〇×小学校△校舎土間コンクリート改修工事	工事場所	長野市〇〇×丁目
工 期	令和 2年 4月 20日 ~	令和 2年 6月 1日	

つぎのとおり見積します。

なお、契約締結の上は、長野市契約規則その他関係諸規定を遵守し、貴市が決定した工事内容及び請負代金額により工事を施工いたします。

工 種 ・ 種 別	内 訳	単 位	数 量	単 価	見 積 金 額	* 設 計 額	摘 要
直接工事費							
外部枠組足場	運搬費共	m ²	101	1,234	124,634		
養生費		m ²	99.4	123	12,226		
整理清掃費		〃	123	123	15,129		
コンクリート工事	FC+△FC=24-15-25	m ³	1.2	12,345	14,814		
鉄筋工事	SD295-D10	kg	70	12	840		
同上	加工組立運搬	〃	67.3	12	807		
型枠工事	B-C種	m ²	123	1,234	151,782		
面木	20mm	m	5.2	123	639		
左官工事	刷毛引き仕上	m ²	7.8				
既存土間撤去	収集運搬共	〃	6	1,234	7,404		
同上処分		m ³	1.2	123	147		
諸経費		式	1		12,345		
合 計					A 340,767		

(注) 1 設計図 添付のとおり
 2 工事仕様 長野市建設工事共通仕様書による

* 査 定 額	消 費 税 額	合 計

長野市建設工事設計付工事請書

収 入
印 紙

契約日

年 月 日

発注者
長野市長 宛

受注者住所

氏名

印

電話

長野市契約規則その他関係諸規定を遵守し、貴市が決定した工事内容及び請負代金額により
工事を施工いたします。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 工 事 名 | |
| 2 工 事 場 所 | |
| 3 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 4 請 負 代 金 額 | 円（内消費税 円） |
| 5 工 事 内 容 | 別紙設計付見積書内訳のとおり |
| 6 契 約 保 証 金 | 長野市契約規則第40条第6号の規定により免除 |
| 7 検 査 の 時 期 | しゅん工届のあった日から14日以内 |
| 8 請負代金の支払いの時期 | 請求を受けた日から40日以内 |

(契約条項)

- 1 受注者は、この請書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、設計図書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 5 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 6 受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に工期の延長を届け出なければならない。
- 7 受注者は、工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害について、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、賠償しなければならない。
- 8 発注者は、工事の完成について通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を実施しなければならない。受注者は、工事が検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなす。
- 9 受注者は、前項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができ、発注者は、適法な支払い請求を受けたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 10 発注者は、工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、目的物の引渡しを受けた日から2年以内でなければ、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- 11 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 12 発注者が前2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 13 発注者は、第10項又は第11項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 14 前4項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 15 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 16 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、請負代金額につき遅延日数に応じ、契約日における、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 17 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 18 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 3項の規定に違反して権利又は義務を第三者譲渡したとき。
 - (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 19 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 20 受注者は、この契約について紛争を生じた場合には、建設業法による長野県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 21 この請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

長野市建設工事設計付工事請書

収 入
印 紙

契約日

年 月 日

発 注 者
長野市長 宛

受 注 者 住 所

氏 名

印

電 話

長野市契約規則その他関係諸規定を遵守し、貴市が決定した工事内容及び請負代金額により
工事を施工いたします。

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 工 事 名 | |
| 2 工 事 場 所 | |
| 3 工 期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 4 請 負 代 金 額 | 円（内消費税 |
| 5 工 事 内 容 | 別紙設計付見積書内訳のとおり |
| 6 契 約 保 証 金 | 長野市契約規則第40条第6号の規定により免除 |
| 7 検 査 の 時 期 | しゅん工届のあった日から7日以内 |
| 8 請負代金の支払いの時期 | 請求を受けた日から30日以内 |

(契約条項)

- 1 受注者は、この請書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、設計図書等に従い、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 4 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 5 発注者は、受注者に対し、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 6 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明らかにして、発注者に履行期間の延長を届け出なければならない。
- 7 受注者は、成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害について、その費用を負担しなければならない。
- 8 発注者は、業務の完了について通知を受けた日から7日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を実施しなければならない。受注者は、業務が検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなす。
- 9 受注者は、前項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができ、発注者は、適法な支払い請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 10 発注者は、成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、成果物の引渡しを受けた日から3年以内でなければ、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- 11 発注者が前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年 が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 12 発注者は、第10項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 13 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 14 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 15 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 16 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、業務委託料につき遅延日数に応じ、契約日における、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 17 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 18 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 3項の規定に違反して権利又は義務を第三者譲渡したとき。
 - (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければならない契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 19 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 20 この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の